雇用学生を共同研究等に参画させる場合の事前チェックリスト（教員用）

令和　年　月　日

私は、プロジェクト名「〇〇〇」（期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）の遂行にあたり、本学で雇用する（予定の）学生

・（所属・年次・氏名）

・（所属・年次・氏名）

に対し、下記の各項目について確認の上、雇用学生本人への説明を行い理解を得ました。

A.学生本人への確認

１．守秘義務

[ ] 　共同研究等契約書の内容について学生本人へ説明を行い、相手方から「秘密」である旨明示され開示された「秘密情報」については、〇年〇月〇日まで秘密保持義務が課せられることについて、学生の理解と同意を得ました。

⇒雇用学生においては、本学就業規則が適用され守秘義務が発生します。秘密情報を漏洩した場合には不正競争防止法により民事・刑事措置が適用されることが想定されることに留意してください。また、就職活動の際及び就業後においても、秘密保持期間中は秘密情報を口外できないため、就職活動及び就業後の活動に制限がかかる場合があります。

このため、企業等から開示された秘密情報は必要最小限を必要な参加学生に限って開示をお願いします。

２．知的財産の取扱い

[ ] 　雇用関係にある学生のなした発明等は、本学の職務発明規則が適用され、学生より大学へ、当該特許を受ける権利等を譲渡することを理解しています。当該譲渡により、学生へは、大学の職務発明取扱規則・職務発明規則運用細則に定める補償金が支払われます。参画する学生に対し、あらかじめ上記のことを説明し、知財の大学承継について学生の理解と同意を得ました。

（参考）知的財産の手続き（大学HP掲載）

https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/result/ipconsultation/

B.相手方企業等への確認

[ ] 　学位取得のための学位／修士／博士論文の発表において制限を受けないことについて、あらかじめ共同研究等相手先の理解を得ています。

⇒共同研究等のテーマが、学位取得のためのテーマと合致している場合、研究発表等を行う際に、共同研究等相手方の同意が得られなかったために発表の機会が失われるということは避けなければいけません。あらかじめ相手先企業等と調整し、学業に支障が出ることがないように十分な配慮をお願いします。

C.その他確認事項

１．不利益取扱いの禁止

[ ] 　共同研究等に参加した学生と比べ、不参加の学生に不利益が生じることがないように配慮する必要があることを理解しています。

⇒共同研究等に不参加の学生には、不参加が学生にとっての不利益とならないよう、他の研

究テーマを与えるなどの対応をお願いします。

２．秘密情報の管理

[ ] 　秘密情報の管理場所を決め、誰が情報にアクセスできるかあらかじめ記録しておくことを理解しています。

（参考）横浜国立大学情報格付け基準及び取扱いガイドライン（学内限定）

https://koho.ynu.ac.jp/gakunai/joho/kakuzuke\_guideline.pdf